

令和7年度政府備蓄米の穀粒判別機による測定及び DNA 分析等業務仕様書

1 業務の目的

農林水産省は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、米穀の需給及び価格の安定を図り、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行うため、米穀の備蓄(以下「政府備蓄米」という。)を行っている。なお、備蓄のために買入れする米穀については、政府買入に係る一般競争入札の公告における入札仕様書で、銘柄、種類及び品位等を規定している。

本業務は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課(以下「貿易業務課」という。)において、政府備蓄米の銘柄、種類及び品位等が、買入時に提出された備蓄米引渡申込書及び備蓄米の引渡数量等確認書の記載内容並びに農産物検査証明書と一致しているかを検証し、今後の政府備蓄米の適切な買入れの実施について検討することを目的とする。

2 背景及び業務の概要

政府備蓄米については、農産物規格規程に規定する産地品種銘柄に設定された主食用米穀で、一定の品位水準以上のものを買入れることとしている。

一方で、農産物検査は抽出検査である上、農産物検査員の目視鑑定であることから、検査機関による地域格差や検査員の技量による格付けの振れ等が、一部課題となっているところ。このことから、機械による統一的な検査・分析することによって、今後の適正な政府備蓄米の買入れの検討に資することとする。具体的には、穀粒判別器による測定及びDNA分析等を実施することで、買入れ時に提出された備蓄米引渡申込書及び備蓄米の引渡数量等確認書の記載内容並びに農産物検査証明書に齟齬が生じていないかを確認する。

3 業務の実施期間

契約の期間は、契約締結日から令和8年3月 27 日(金)までとする。

4 業務内容

(1) 検査対象試料の受領と保管

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課(以下「貿易業務課」という。)又は貿易業務課が指定する者から送付された試料を送料着払いで受領する。試料は数回に分けて送付され、少なくとも令和8年2月末までに送付が完了する。試料は、分析するまで冷蔵(−15℃以下)で保管する。また、分析終了後も残試料は貿易業務課が指示するまで冷蔵保管する。受領した試料の情報(試料番号、試料名、試料重量及び受領日)を「令和7年度政府備蓄米の穀粒判別機による測定及び DNA 分析等業務請負契約書」(以下「契約書」という。)の「検査試料整理簿」(様式2)に記入し、予定する全試料点数を受領した時点で貿易業務課に電子メール等で報告する(下記6の(2)参照)。

(2) 電気水分計及び穀粒判別機による測定

標準計測方法(平成 13 年 3 月 14 日農林水産省告示第 332 号)及び農産物検査に関する基本要領(平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号総合食料局長通知)別紙 4 標

標準計測方法の運用、検査機器の仕様・精度の確認、その他試験等の方法マニュアルに則り、測定すること。

測定は機器を用いた客観性のあるものとし、検査方法を変更・修正して検査する場合は事前に貿易業務課に連絡し、指示に従うこと。

ア 水分

標準計測方法(平成13年3月14日農林水産省告示第332号)第2の1の(2)及び基本要領別紙4のⅠの第2の1の(2)に準じて、下表の電気水分計を用いて測定する。

機器メーカー	機種名
株式会社エヌエスピー	アクアマティック 5200 (Aquamatic5200)
	アクアマティック 5800 (Aquamatic5800)
株式会社ケツト科学研究所	ライスタ (f, f2)
	PB-1D3
	ライスタfb
	ライスタfb2
	PB-R
	PB-S
	ライスタf5
	PB-3011
	PB-3111
	SP-1D3
	PM-640
	PM-670
	PM-640-2
	PM-670-2
株式会社サタケ	RTQI1000A
静岡製機株式会社	CD-5
	CD-6
	CTR-500F
フォス・ジャパン株式会社	DICKEY-john GAC2500-C

イ 白未熟粒、死米、胴割粒、碎粒及び着色粒

標準計測方法第2の5及び基本要領別紙4のⅠの第2の5に準じて、下表の穀粒判別器を用いて測定する。

機器メーカー	機種名等
株式会社ケツト科学研究所	RN-700
	設定:農産物検査
株式会社サタケ	RGQI100A

機器メーカー	機種名等
	設定:農検モード
	RGQI100A_MODIFIED RGQI90A 設定:農検モード
	RGQI100B 設定:農検モード
静岡製機株式会社	ES-5
	設定:農産物検査モード
	ES-5R 設定:農産物検査モード

(3)DNA 分析(品種鑑定)

定量分析として 20 粒法または 25 粒法を採用し、一粒ごとに試料内に含まれる複数の品種を特定し、混合割合を分析すること。

分析結果について、買入れ時の農産物検査証明書に記載された品種と相違する場合等は、貿易業務課より判定根拠を請求する場合があるため、誠意を持って対応すること。

(4)業務実施中の報告

請負者は、業務に関する疑義又は不測の事態が生じた場合は、操作に何らかの変更を加える前に、速やかに貿易業務課に内容やデータとともに協議した上で、その結果に基づいて操作の修正等を進めること。

5 予定試料点数

政府備蓄米 約 30 点、1 点あたり 500 g程度

ただし、政府備蓄米の在庫状況等により試料点数が増減することがある。

6 結果報告

(1)報告内容

請負者は、使用した試薬・器具・装置のリスト、分析試料保管期間中の実測保管温度、及び4の(2)及び(3)の結果を、契約書の「令和7年度政府備蓄米の穀粒判別機による測定及びDNA 分析等業務報告書」(様式3)に記載する。これらは、電子媒体で作成する。

(2)報告期限及び報告先

請負者は、前項の内容を下記宛てに、令和8年3月 27 日(金)までに電子メールで報告する。

・住所:〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課米麦品質保証室

・電話:03-6744-1388

・電子メールアドレスは、契約締結後に貿易業務課から請負者に対し通知する。

7 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項は、貿易業務課と請負者が協議の上、処理する。また、請負者が行った分析操作(測定を含む)及び測定結果に、明らかな欠陥があり再実行の必要が認められる場合は、貿易業務課と協議の上、再実行することとする。なお、当該再実行にかかる費用は請負者の負担とする。
- (2) 請負者は、本請負業務実施中の報告を仕様書の定めにより行うほか、貿易業務課の求めに応じて中間報告を行うこと。
- (3) 請負者は、残余試料を他の目的に使用しないこと。ただし、貿易業務課の指示により他の目的に供する場合はこの限りでない。また、残余試料は、契約書の「廃棄計画書」(様式4)を令和8年3月27日(金)までに貿易業務課へ提出し、その了解を得た後に請負者の経費負担で適正かつ確実に廃棄する。
- (4) 請負者は、分析法、測定結果及び分析に関する記録(精度管理、試料の受領、調製、保管、廃棄等に関するものを含む。)を契約終了後5年間保管する。また、本業務の請負により知り得た情報は、契約期間はもとより、契約終了後においても他に漏らしてはならない。
- (5) 本請負業務の結果及びデータは、全て貿易業務課に帰属する。
- (6) 請負者は、本業務の遂行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)等の関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- (7) 請負者は、業務の遂行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、6の報告時に別紙様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。
 - ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
 - イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。
 - ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
 - エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記非 該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する (もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する)。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達 することに努めている。	☐	☐
・その他()		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組 も行っていない場合は、その理由 ()		

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記非 該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、 帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努め ている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明 の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる 室温を決める、必要以上の冷暖房を行わない等、適切な温度管理に 努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよ う、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他()		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組 も行っていない場合は、その理由 ()		

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記非 該当
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他()		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由()

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記非 該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている(リサイクル事業者に委託することも可)。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他()		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由()